

第三セクター等の経営健全化の推進について

第三セクター等の経営健全化の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、**各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。**（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

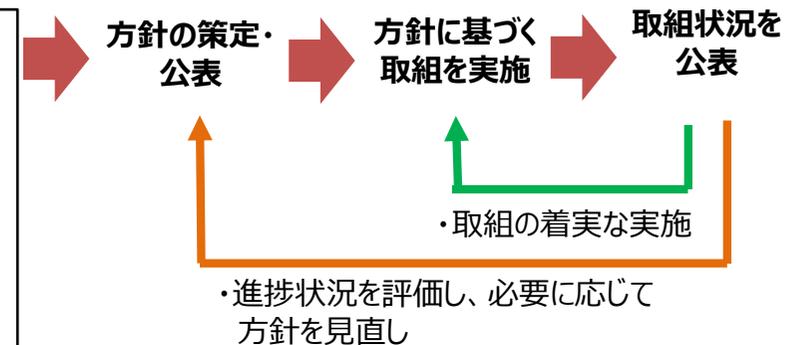
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、**相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請。**（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、**策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組む必要。**（令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡等）

経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

第三セクター等の状況等に関する調査結果の概要

1 第三セクター等の状況に関する調査

○ 調査対象の第三セクター等は次の①及び②に該当する7,027法人であり、前回調査（※1）と比較して122法人減少しました。

また、今回調査期間中に新たに設立された第三セクター等の数は61法人です。

① 地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む。）及び特例民法法人並びに会社法法人（6,376法人）

② 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（651法人）

※1 本調査は隔年で実施しているため、前回調査とは、令和3年3月31日時点の調査のことを指します。

<経営状況の主な調査結果（令和5年3月31日時点）（※2）>

経常損益

○ 経常黒字となっている法人は3,431法人（全体の58.9%、前回調査比▲0.4ポイント）です。

○ 業務分野別に見ると、黒字法人の割合は「情報処理」が81.3%と最も高くなっており、赤字法人の割合は「社会福祉・保健医療」が53.3%と最も高くなっています。

純資産又は正味財産

○ 債務超過となっている法人は260法人（全体の4.5%、同比+0.1ポイント）です。

○ 業務分野別に見ると、債務超過の法人の割合は「観光・レジャー」が12.9%と最も高くなっており、次いで高くなっているのは「運輸・道路」で8.5%となっています。

地方公共団体からの補助金

○ 地方公共団体から補助金を交付されている法人は2,803法人（全体の48.1%、同比▲0.7ポイント）であり、交付額は4,184億円（同比▲198億円）となっています。

○ 業務分野別に見ると、補助金を交付されている法人の割合は「国際交流」が77.2%と最も高く、交付額は「教育・文化」が967億円と最も高くなっています。

地方公共団体からの借入残高

○ 地方公共団体からの借入残高がある法人は607法人（全体の10.4%、同比▲0.2ポイント）であり、借入残高は2兆6,682億円（同比▲2,770億円）となっています。

○ 業務分野別に見ると、地方公共団体からの借入残高がある法人の割合は「住宅・都市サービス」が30.5%と最も高く、借入残高は「運輸・道路」が7,357億円と最も高くなっています。

地方公共団体による損失補償・債務保証

○ 地方公共団体による損失補償・債務保証がある法人は438法人（全体の7.5%、同比▲0.9ポイント）で、損失補償・債務保証額は2兆1,442億円（同比▲2,843億円）となっています。

○ 業務分野別に見ると、損失補償・債務保証がある法人の割合は「地域・都市開発」が29.4%と最も高く、損失補償・債務保証額は「運輸・道路」が1兆2,111億円と最も高くなっています。

※2 地方公共団体の出資割合が25%以上の法人及び地方公共団体からの補助金、貸付金、損失補償及び債務保証を受けている5,827法人（前回調査比▲111法人）が対象。

第三セクター等の状況等に関する調査結果の概要

第三セクター等について、地方公共団体が有する財政的リスクの状況等の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等の財務状況及び当該地方公共団体の財政的支援の状況や、経営健全化方針の取組状況について、**地方公共団体・第三セクター等別に公表。**

2 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査

(1) 地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等（以下の①又は②）は、令和4年度決算データに基づく、1,036法人（前年度比▲46法人）

- ① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人：916法人（同▲54法人）
- ② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人：241法人（同±0法人）

※ ①と②の法人は重複する場合がある。

(2) (1)のうち、経営健全化方針の策定要件（以下のI～III）に該当する法人は、282法人（前年度比+1法人）

- I 債務超過法人：244法人（同+1法人）
- II 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人：3法人（同▲2法人）
 - b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社：13法人（同▲1法人）
- III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人：38法人（同+5法人）

※ I～IIIの法人は重複する場合がある。

(3) (2)の第三セクター等と関係を有する、経営健全化方針の策定が必要な地方公共団体は、延べ305団体（前年度比▲1団体）

※ 新たに経営健全化方針の策定が必要となった地方公共団体に対しては、速やかな策定を要請している。

3 第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査

令和3年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体 延べ306団体の取組状況は、以下のとおり。

(1) 令和5年6月1日時点で経営健全化方針を策定済の団体は、延べ297団体（97.1%、前年度比▲1.4ポイント）

(2) 該当する第三セクター等の令和4年度決算データ（2(2)のI～III）が、策定要件に該当した当初と比べて改善している団体は、延べ153団体（50.0%、同比▲2.5ポイント）

【参考】前回調査結果（令和2年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体 延べ326団体の取組状況）

(1) 令和4年6月1日時点で経営健全化方針を策定済の団体は、延べ321団体（98.5%）

(2) 該当する第三セクター等の令和3年度決算データ（2(2)のI～III）が、策定要件に該当した当初と比べて改善している団体は、延べ171団体（52.5%）

※ n年度決算データ・・・各第三セクター等に係るn+1年3月31日までに終了した事業年度の決算データ